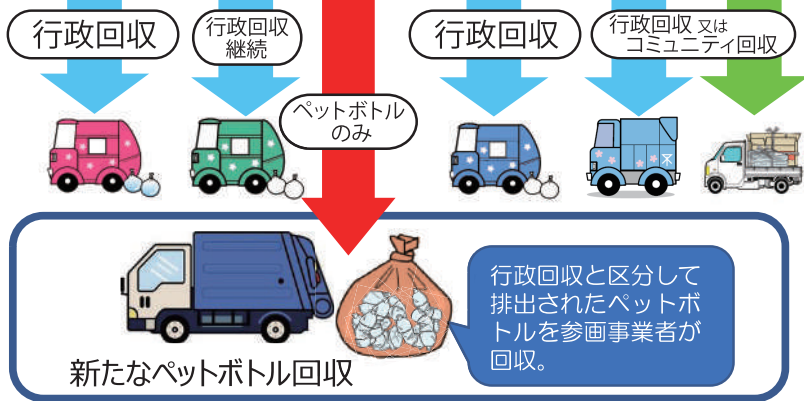


新たなペットボトル回収・リサイクルシステム

現在、大阪市・許可業者が「資源ごみ」として収集している家庭から排出される“ペットボトル”について、本取組を実施していただく**地域活動協議会等**（原則、小学校区単位）の**地域コミュニティ**と**参画事業者**が、連携協働して回収する活動です。

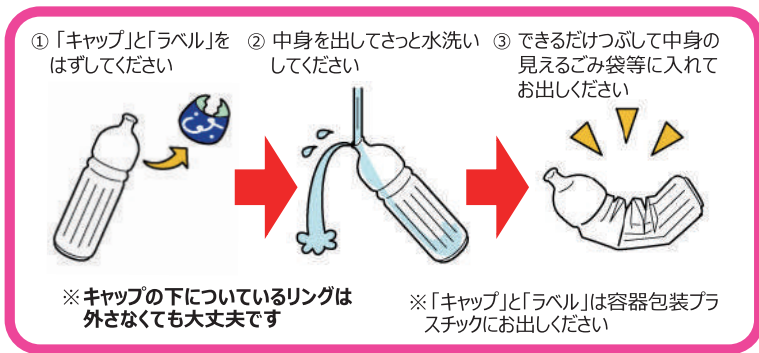
※空き缶、空きびん、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類はこれまでと同様に大阪市が「資源ごみ」として収集します。

普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類
最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの	空き缶、空きびん、 ペットボトル 、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類	商品を入れるものまたは包むもので、おもにプラマークのあるもの	①新聞・折込チラシ、②雑誌、③段ボール、④紙パック、⑤その他の紙、⑥衣類



新たなペットボトル回収では、**ペットボトルからペットボトル等へリサイクル**をしていくため、質の高いペットボトルを排出することが重要となります。

● ペットボトルの分別方法



● ペットボトルの出し方



※資源ごみ収集はこれまでと変わらず、収集します

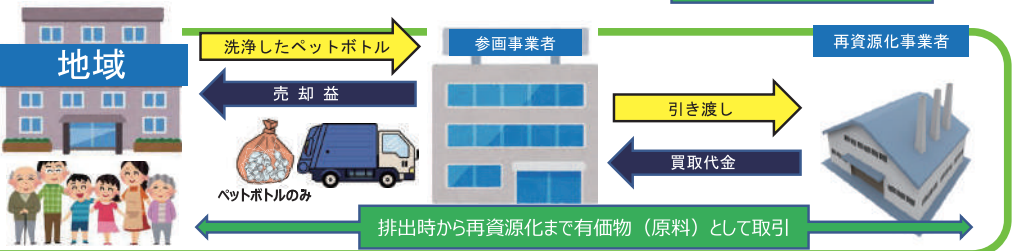
資源ごみ収集(行政回収)

大阪市は、ペットボトル以外に空き缶、空きびん、金属製の生活用品を「資源ごみ（スプレー缶・カセットボンベ類は別袋）」として収集し、民間の選別施設で選別後、圧縮・減容等の加工を行って再資源化事業者へ引渡し、日本国内で再資源化（リサイクル）しています。



新たなペットボトル回収

地域活動協議会等（原則、小学校区単位）の地域コミュニティと契約した参画事業者がペットボトルを「有価物」として回収し、再資源化事業者へ直接引渡すことで、そこで得た売払費用から参画事業者の回収経費等を差し引いたものを地域コミュニティへ売却益として還元します。



Q. 資源集団回収で取り組むことはできるの？

A. 資源集団回収では取り組むことができません！ ペットボトルは、古紙・衣類等と異なり、廃棄物処理法上における「専ら再生利用の目的となる廃棄物」とならず廃棄物に分類されますが、この取組では、事業者が経済合理性に基づいた適正な対価をもって、地域コミュニティと有償で売買契約を締結することを条件としていることから、ペットボトルを廃棄物ではなく「有価物」として取り扱います。なお、この取組は地域活動協議会等（原則、小学校区単位）の規模で活動する必要があります。